

村上市建設工事制限付一般競争入札実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日 告示第 25 号

平成 21 年 6 月 12 日 告示第 275 号

平成 22 年 6 月 18 日 告示第 284 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札の公平性、競争性及び透明性を確保することを目的とし、その取扱いについて、村上市財務規則(平成 20 年 4 月 1 日村上市規則第 49 号)、村上市建設工事入札参加資格審査規程(平成 20 年村上市告示第 6 号)、村上市建設工事入札参加資格審査規程実施要綱(平成 20 年村上市訓令第 27 号)その他に定めのある場合を除き、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 制限付一般競争入札 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づいて行う一般競争入札をいう。
- (2) 競争入札参加資格 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加するための資格をいう。
- (3) 格付 競争入札参加資格の業種ごとの格付をいう。
- (4) 発注工事 市が発注する工事をいう。

(対象工事)

第 3 条 制限付き一般競争入札に付する建設工事(以下「対象工事」という。)は、予定価格が 130 万円を超える工事で、市長が指定したものとする。

2 市長は、前項の規定による対象工事のうち、予定価格が 5,000 万円以上のものを指定するときは、村上市入札契約手続運営委員会規程(平成 20 年村上市訓令第 24 号)に規定する村上市入札契約手続運営委員会(以下「入札委員会」という。)に諮って決定するものとする。但し、予定価格が 5,000 万円未満のもので市長が必要とした場合は、入札委員会に諮ることができる。

3 発注工事の種別と建設工事(許可)の種類との対応関係は、村上市建設工事指名業者選定要綱第 6 条に規定する発注工事の種別と工事種類との対応関係とする。

(発注方法)

第 4 条 制限付一般競争入札の対象となる建設工事の発注方法は、単体発注又は共同企業体発注とする。

2 前項の共同企業体発注については、村上市共同企業体運用基準(平成 20 年 4 月 1 日告示第 11 号)の定めるところによる。

(入札参加資格)

第 5 条 制限付一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 発注業種について、競争入札参加資格を有していること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 発注工事ごとに、市が定める資格を有すること。
- (4) 村上市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成 20 年 4 月 1 日告示第 8 号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

2 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、同一工事の入札に重複して入札参加資格確認申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

- (1) 共同体とその企業体の構成員である単体企共同企業体が入札参加する場合は、その

共同企業体の構成員である単体企業

- (2) 親会社と子会社関係、親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。
ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (3) 次の役員を兼任している人的関係にある業者
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。
ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(2)又は(3)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 制限付き一般競争入札に参加できる業者は、別表1に定める参加資格区分に該当する者であること。ただし、市長が認めた特殊な工事等の場合は除く。なお、この定めがない場合は、入札委員会で審議し、市長が定める。

4 第1項第3号に規定する資格を定めるにあたっては、地域産業の振興を図るため、営業所所在地や地域貢献度を考慮することができる。

別表1を別紙のとおり改める。

(入札公告)

第6条 市長は、制限付一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、当該工事に係る入札参加資格等を定め、次の事項を公告する。

- ① 工事名
- ② 施工場所
- ③ 工事概要及び工期
- ④ 入札参加条件に関する事
- ⑤ 入札参加の申請に関する事
- ⑥ 入札予定期日及び入札予定場所等入札手続きに関する事
- ⑦ 契約事務担当の名称及び所在地
- ⑧ その他入札に関して必要となる事項

2 公表は、当該入札日の前日から起算して14日前に公告する。ただし、緊急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

3 第1項第4号に規定する入札参加条件は、次の各号により設定するものとする。

- ① 業者の主たる営業所及び従たる営業所の所在地
- ② 当該工事と同種同規模以上の工事の施工実績
- ③ 当該工事に係る配置予定技術者の資格及び実績
- ④ その他必要と認める事項

4 前項第2号及び3号に規定する条件については、市長が必要と認める場合にあっては、適用しないことができる。

(申請受付)

第7条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、申請受付期間内に制限付一般競争入札参加申請書(別記様式第1号)に必要な資料を添付し市長に申請しなければならない。

2 必要な資料については、市長が定め前条に規定する入札公告に明記するものとする。

3 市長は、必要な資料の添付を省略することができる。

(資格審査)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、第5条に定める入札参加資格について審査し、入札参加の資格を有しない者がいる場合には、その者に対し、入札日の3日前までに審査結果通知書(別記様式第2号)によりその旨を通知しなければならない。

(入札参加者の公表)

第9条 入札参加申請者については、開札結果の公表までは非公開とする。

(入札参加資格申請の取下)

第10条 入札参加申請をした者は、入札日前日までに入札参加申請取下届書(別記様式第3号)を提出し、申請を取り下げることができる。ただし、前条の規定により入札参加の資格を有しない者として審査結果通知書を受けたものは入札参加申請を取り下げることができない。

(入札参加資格の喪失)

第11条 入札に参加する資格を有している者が、資格審査後において、次の事項に該当することとなった場合は、当該工事の入札に参加することはできない。

- ① 第5条第1項の条件を満たさなくなったとき。
- ② 第5条第2項に該当することが判明したとき。
- ③ 入札前に村上市から指名停止の措置をうけることとなったとき。
- ④ 申請書及び必要な資料に虚偽の記載が判明したとき。

(設計図書)

第12条 入札参加希望者は、設計図書等を契約検査室で購入して(設計図書等は無償及び貸出とした場合は除く。)入札に参加するものとする。

(入札執行の中止)

第13条 市長は、規則第17条の規定に定めるもののほか、対象工事の入札参加申請者数が少数で競争性が確保できないと認める場合は、入札を中止することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日施行し、平成22年4月1日から適用する。

別記

様式第1号	制限付一般競争入札参加申請書
様式第2号	審査結果通知書
様式第3号	入札参加申請取下届書

別表 1

参加資格区分（制限付一般競争入札）

工事の種類	業者の格付等級	参加できる工事の級
土木一式工事 建築一式工事	A ランク業者	A・B 級工事
	B ランク業者	A（設計金額が 7000 万円未満まで）・B・C 級工事
	C ランク業者	B・C・D 級工事
	D ランク業者	C・D 級工事
電気工事 管工事 水道施設工事	A ランク業者	A・B・C 級工事
	B ランク業者	A（設計金額が 2000 万円未満まで）・B・C 級工事
	C ランク業者	B・C 級工事
舗装工事	A ランク業者	A・B 級工事
	B ランク業者	B 級工事

(2008.11.1 改正)